

鴨川市陸上競技場天然芝管理業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

鴨川市陸上競技場の天然芝を、なでしこ1部リーグ等のサッカー公式試合や、陸上競技などの利用に対応するため、委託者と協力しながら常に最良な状態に維持管理し、施設の健全な運営を図ることを目的に、その維持管理に最も適した委託予定者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 業務概要

(1) 件名

鴨川市陸上競技場天然芝管理業務

(2) 内容

鴨川市陸上競技場天然芝管理業務（詳細は別紙基本仕様書のとおり）

(3) 履行期間

令和4年4月1日(金)から令和7年3月31日(月)まで

(4) 委託上限額

委託料の上限は、年間5,575,922円、3年間合計16,727,766円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(5) 事業の所管

建設経済部スポーツ振興課

3 選定方法

事業者の選定はプロポーザルによるものとし、企画提案書等を提出した者を対象として、鴨川市陸上競技場天然芝管理業務予定事業者選定審査会（以下「審査会」という。）が審査を行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の応募要件を満たし、参加表明書等を提出した者に限る。共同事業者（JV）等の場合は、それを構成する事業者について下記の条件を満たすこと。

(1) 参加表明書の提出期限の日から過去3年間において、ポップアップ式スプリンクラーが導入されたグラウンド等におけるスポーツターフの維持管理実績が年間30,000㎡以上ある者。

(2) Jリーグ、なでしこリーグ、或いはラグビートップリーグを実施する試合会場、または本拠地練習場として使用されるグラウンドの芝生維持管理実績が3年以上の実務経験を有し、スポーツターフとしての芝生の管理に精通していること。

(3) 本件公告の日までに鴨川市入札参加業者資格者名簿登載のための手続きを終えた者であり、本件公告の日から契約締結までの間、鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年鴨川市告示第10号）に基づく指名停止又は鴨川市が行う契約からの

暴力団排除に関する措置要綱（平成24年鴨川市告示第167号）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (5) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (6) 千葉県又は近接する都県（東京都、茨城県、埼玉県及び神奈川県）に本社、支社、営業所等を有し、本市との打合せ等に支障がなく、緊密な連絡調整が可能な者であること。
- (7) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 平成31年4月1日から本件公告の日までに、同種の業務実績があること。

5 スケジュール

項 目	期 日
公告、実施要領等公表	令和4年1月19日（水）
質問の受付締切	令和4年1月28日（金）
質問への回答	令和4年1月31日（月）まで
参加表明書の提出期限	令和4年1月28日（金）
企画提案書等の提出期限	令和4年2月4日（金）
参加事業者の選定（応募者多数の場合）	令和4年2月7日（月）
プレゼンテーション及び審査	令和4年2月9日（水）
審査結果通知	令和4年2月10日（木）以後
契約締結	令和4年3月中

※都合によりスケジュールが変更となる場合がある。変更となる場合は、参加事業者に連絡するものとする。

6 配布資料の受け取り

プロポーザルの参加希望者は、公告日以後に配布資料を「鴨川市公式ホームページ」からダウンロードすること。

7 質問

(1) 質問書の提出

実施要領等の内容について、次のとおり質問を受け付ける。

ア 提出方法

質問書（第8号様式）を作成の上、電子メール（件名：鴨川市陸上競技場天然芝管理業務）により提出するものとする。なお、電子メール以外の方法による質問には応じないものとし、また、審査に係る質問については応じないものとする。

イ 提出先 鴨川市建設経済部スポーツ振興課

メールアドレス sports@city.kamogawa.lg.jp

ウ 提出期限 令和4年1月28日（金）午後5時（必着）

（2）質問への回答

令和4年1月31日（月）までに、原則として参加表明をした全事業者に電子メールにより回答する。

8 参加表明

（1）提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 会社概要書（第2号様式）及び会社パンフレット

ウ 類似業務実績調書（第3号様式）

・共同事業体（JV）等の場合は、それを構成する事業者について提出すること。

（2）提出部数

各1部

（3）提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年1月28日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866-1
鴨川市建設経済部スポーツ振興課（文化体育館内）

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

（4）留意事項

ア 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書等の提出に関する費用は、事業者の負担とする。

ウ 提出された書類については変更できないものとし、プレゼンテーションへの参加の有無にかかわらず返却しない。

エ 市から得た資料及び情報等の取扱いに注意するとともに、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

オ 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第5号）に基づき、情報公開の対象とする。

カ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

キ 参加を表明した者が多数の場合は、提出された書面について審査し、プレゼンテーション参加事業者（5事業者程度まで）を選定する場合がある。

（5）参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、プロポーザル参加辞退届（第4号様式）を令和4年2月4日（金）午後5時（必着）までに、持参又は郵送により鴨川市建設経済部スポーツ振興課へ提出すること（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式。正本は社印及び代表者印を押印のこと）
- イ 業務スケジュール（任意様式）
- ウ 配置予定管理技術者等の調書（第5号様式）
- エ 見積書（第6号様式）及び明細書（見積りの詳細がわかるもの）
- オ 芝生管理に係る保有作業機械一覧表（第7号様式）

(2) 提出部数

- ア 正本 1部（社印及び代表者印を押印したもの）
- イ 副本 6部（正本の写し。提案者の名称及びそれを推測できるものは削除すること。印刷物等の場合で、これを消せないときは、マスキングするなどして対応すること。）
- ウ 提出書類のデータを記録した電子媒体（CD-R等） 1部

(3) 提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 **令和4年2月4日（金）午後5時**（必着）
- イ 提出場所 〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866-1
鴨川市建設経済部スポーツ振興課（文化体育館内）
電話 04-7093-5111
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は提出期限必着を条件とする。）

(4) 企画提案書等作成に当たっての注意事項

- ア 原則として基本仕様書に記載されている事項に対する提案内容について、すべて確認できること。
- イ 基本仕様書を踏まえた上で、事業者独自の提案があれば、可能な限りその内容を記載すること。
- ウ その他提案費用の範囲内で実施可能な提案があれば、それについても併せて記載すること。

(5) 留意事項

- ア 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は、受注後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- イ 提案に関する費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された書類については変更できないものとし、選定の如何にかかわらず返却しない。
- エ 市から得た資料及び情報等の取扱いに注意するとともに、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- オ 提出された書類は、鴨川市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- カ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が審査に必要な

と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

キ 本要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に当たって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。

10 プレゼンテーション及び審査

(1) プレゼンテーション

ア 企画提案等の内容について、令和4年2月9日(水)にプレゼンテーションを実施するものとし、その時間及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーションは、提案者が、審査会に対して行う。

ウ 提案者は、提出書類に基づき、企画提案及び実施体制等の内容に関するプレゼンテーションを20分以内(時間の配分は、提案者の自由とする。)で実施するものとし、その後、質疑応答(20分)を行う。ただし、参加事業者の数により、時間を調整する場合がある。

エ プレゼンテーションの順番は、本市が企画提案書等を受け付けた順番とする。

オ プロジェクター(BenQ MW550)及びスクリーン(イーサプライ EEX-PSS2-100K, アスペクト比4:3)は本市で用意するが、プレゼンテーションに使用するパーソナルコンピューターその他については、提案者において準備するものとする。

(2) 審査

ア 審査方法

審査は、審査基準に基づき、審査会が、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーション等を公平かつ客観的に評価し、提案価格の評価を併せ、これを実施する。

イ 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
企画提案書の評価	的確性	業務の本質を捉え、本市の状況を踏まえた的確な提案となっているか。	60
	効果	提案内容に十分な効果を期待できるか。	
	独自性	本市にとって有益な独自提案が盛り込まれているか。	
	実現性	提案は実現可能なものか。	
事業者の評価	業務実施体制	業務を実施する体制がとれているか。	30
	プレゼンテーション能力	提案内容をわかりやすく説明し、的確な受け答えをしているか。	
	プロデュース能力	計画実現に向けて、財務や仕組み等から提言できるか	10

ウ 審査結果

(ア) 審査基準を踏まえて総合的に評価し、事業を最も適切に遂行できると判断される事業者を委託予定事業者として選定する。

ただし、委員全員の合計評価点が満点の6割に満たないときは、委託予定事業者として選定しない（参加事業者が1社である場合を含む。）。

(イ) 審査結果（委託予定事業者としての選定の有無）については、プレゼンテーションに参加したすべての事業者に通知する。

ただし、審査の経過及び結果についての問い合わせ、異議等は一切受け付けない。

11 契約に関する条件

選定された委託予定事業者と協議を行い、合意が得られた時点で随意契約により契約を締結する。

ただし、この協議が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

12 その他

(1) 個人情報の保護

本事業の受託者は、事業の実施に際し、個人情報の処理等を行う場合には、鴨川市個人情報保護条例（平成18年鴨川市条例第5号）に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 秘密の保持

本事業の受託者は、本事業において知り得た情報（公知の情報を除く。）を本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。

(3) 再委託の禁止

ア 本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託してはならない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。

(4) 問い合わせ及び連絡等

この件に関する問い合わせは、すべて電子メールにて行う。

電子メールに資料添付をする場合は、原則として、ZIP形式で圧縮して送信すること。

(5) 本件に関する担当課

〒296-0014 千葉県鴨川市太尾866-1

鴨川市建設経済部スポーツ振興課 担当：白山

電話：04-7093-5111 FAX：04-7093-5112

メールアドレス sports@city.kamogawa.lg.jp

附 則

この要領は、公告の日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。